



# 鳥取県公報

平成16年 6月24日(木)  
号外第92号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>選管告示</b>	参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長等の選任(40)..... 1	1
	参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長が事務を行う場所(41)..... 2	2
	参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式(42)..... 2	2
	参議院議員通常選挙における仮投票用封筒等に押すべき印(43)..... 5	5
	参議院議員通常選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等(44)..... 5	5
	参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序のくじを行う日時等(45)..... 5	5
	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等(46)..... 5	5
	参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所等(47)..... 6	6
<b>参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示</b>	参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 6	6
<b>参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示</b>	参議院比例代表選出議員選挙において名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所等(1)..... 6	6

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第40号

平成16年 7月11日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長並びにこれらの職務代理者を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第80条第1項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成16年 6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

#### 1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙

- (1) 選挙長 西伯郡淀江町大字淀江601 須山 修次
- (2) 選挙長の職務代理者 鳥取市浜坂二丁目7-22 吉留 功

2 参議院比例代表選出議員選挙

- (1) 選挙分会長 西伯郡淀江町大字淀江601 須山 修次  
(2) 選挙分会長の職務代理者 鳥取市浜坂二丁目7-22 吉留 功

**鳥取県選挙管理委員会告示第41号**

平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙分会長は、次の場所においてその事務を行う。

平成16年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 平成16年6月24日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂  
2 平成16年6月25日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第42号**

平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成16年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

(参议院鳥取県選挙区選出議員選挙の投票用紙)

こうほしゃしめい 候補者氏名	第二十回 点字投票	参 議 院 鳥 取 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 投 票
		鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
ちゅう い 注 意		
1 こうほしゃ しめい ちんない ひとり か 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。		
2 こうほしゃ もの しめい か 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		
備 考		
1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。		
2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。		

こうほしゃしめい 候補者氏名	第二十回	参 議 院 鳥 取 県 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 投 票
		鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
ちゅう い 注 意		
1 こうほしゃ しめい ちんない ひとり か 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。		
2 こうほしゃ もの しめい か 候補者でない者の氏名は、書かないこと。		
備 考		
1 用紙は薄い黄色とし、文字は黒色のインクで印刷する。		
2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。		

( 参議院比例代表選出議員選挙の投票用紙 )

こうほしゃ しめい また  
 候補者氏名又は  
せいとう た  
 政党その他の政  
じだんたい めいしよも  
 治団体の名称若  
りやくしよ  
 しくは略称

参 議 院  
 比例代表選出議員選挙投票

第二十回  
 点字投票

鳥 取 県  
 選 挙 管 理 委 員 会 印

こうほしゃ しめい また  
 候補者氏名又は  
せいとう た  
 政党その他の政  
じだんたい めいしよも  
 治団体の名称若  
りやくしよ  
 しくは略称

参 議 院  
 比例代表選出議員選挙投票

第二十回

鳥 取 県  
 選 挙 管 理 委 員 会 印

注 意

- 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

注 意

- 1 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

**鳥取県選挙管理委員会告示第43号**

平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成16年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

**鳥取県選挙管理委員会告示第44号**

平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成16年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

**1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙**

(1) 日 時 平成16年6月25日 午後5時10分

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

**2 参議院比例代表選出議員選挙**

(1) 日 時 平成16年6月28日 午前10時

(2) 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第45号**

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による参議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第66条第1項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成16年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

**1 日 時** 平成16年6月24日 午後6時**2 場 所** 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室**鳥取県選挙管理委員会告示第46号**

平成16年7月11日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成16年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須山修次

- 1 日時 平成16年6月24日 午後5時10分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第47号

平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成16年6月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須山修次

- 1 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙会  
(1) 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁  
(2) 日時 平成16年7月13日 午後3時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会  
(1) 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁  
(2) 日時 平成16年7月13日 午後4時

### 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示

#### 参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

平成16年7月11日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成16年6月24日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙選挙長 須山修次

- 1 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 2 日時 平成16年7月8日 午後5時10分

### 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

#### 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成16年7月11日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成16年 6月24日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成16年 7月 8日 午後 5時20分

